認定 産業標 制定/ 準作成 改正/ 委員会 廃止	規格番号 JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 こ伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	」 IIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 改正 B8			2. 従来は汽力発電所が主流であったが、その後の技術の進歩によって、ガスタービンと組み合わせたコンバインドサイクル発電所が主流になり、熱エネルギーの有効利用としてコージェネレーションシステムの導入も進んでいる。 3. 新材料によって、従来よりも高温高圧の超臨界圧の蒸気を扱える蒸気タービンと関連技術が開発された。など、現行規格は現状と乖離している。火力発電事業に関わる者が蒸気タービン及び附属設備に関する一般仕様について共通の認識及び理解をもつことは、設備の設計、製造、販売、運用などを行う際の安全確保及び品質管理のために不可欠である。そのために対応する国際規格も改正される(2019年9月現在、IEC60045のFDIS投票待ち)。したがって、これらの部分に対応した一般仕様とするため改正を行う。	り、国際規格に整合した規格となる。これによって新規参入者を含む火力発電関係のときでは、円滑な商取引が促進、円滑な商取引が収能を全確保、性能を対力を制造して、性力を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	ものを、テジタル計測機器及び制御装置 導入により不要となった仕様を削除、必要 なった仕様を加えつつ、統合し、「自動化」 して規定する。 コンバインドサイクルの主流化及びコー エネレーションシステムの導入に伴い、蒸 スタービンに供給される蒸気及び蒸気ター といら排気(抽気)される蒸気の条件、取い点など必要な仕様について規定する。 新材料によって開発された定格蒸気温 が556℃を超え630℃以下の蒸気タービン 許容変動温度限度の仕様を規定する。 国際規格に新たに追加された「製品安 は」及び「附属書(参考)溶接」の内容について整合性を検討する。		MOD 第2条の該当号: 第2号(設計方法) 対象事項: 蒸気タービン及び附属装置	法律の目的に 利点: ア、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。		 国際標準をJIS化するなどの場合 	一般社団法人火力原 子力発電技術協会の WG	2019年12月 2	7.040
JSA 05 電 改正 B8	水車及びポンプ水車の模型試験方法	Methods for Model Tests of Hydraulic Turbine and Reversible Pump-Turbine	この規格は、単段の実物水車及び実物ポンプ水車に対応した模型水車及び模型ポンプ水車の効率試験並びにキャビテーション試験方法について規定したものである。前回改正から30年以上が経過し、近年の市場及び技術進歩を踏まえて、対応国際規格(IEC60193:2019)、関連団体規格(JSME S008:2018)などが改訂されたことにより、模型から実物への効率上昇値の換算法、水車性能換算法などにおいて、これらとの乖離が生じている。こうしたことから、国際規格等との整合を図るとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態に即し、より実効的かつ効率的な設計開発・製造などに資するため、日本機械学会基準を反映した水車性能換算法に見直すなどJISの改正が必要である。	子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	応国際規格(IEC60193:2019)、関連団体 、格(JSME S008:2018)などの改訂に伴い、模型から実物への効率上昇値の換算に、水車性能換算法などにおいて、これらと整合を図るため、以下のとおり改正する。 模型:幾何学的な相似範囲に、運動学的相似を力学的相似を加え、定義を明確に 定する。 また、模型寸法の許容差については、相関性と均一性の両方を追加する。 また、模型寸法の許容差について、効率・算、が水密度の測定/計算における不確かさの各々のが設定を変変の測定/計算における不確かさの各々のが設定を設定として追加する。 全不換算法:実物水車の表面粗さの影響を適した換算式を追加する。 地質法:実物水車の表面粗さの影響を適した換算式を追加する。 地段算式を追加する。 地段第式を追加する。 地方面和との影響を変形がある。 地方面和との影響を変形がある。 地方面に表現の水の表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	IEC 60193:2019 Hydraulic turbines, storage pumps and pump-turbines – Model acceptance tests	MOD 第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 水車及びポンプ水車 (水力発電設備)	法律の目的に 適合している。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電気学 会のWG	2020年8月	

認定 産業標 準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果		制定・改正 ご伴う廃止 対応する国際規格番号 国際規 との対 の程	する 規格 対応 社度	選定基準1 S法第2条の産業標(準化の対象)	選定基準2 選定基準3 JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 (市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 で (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電気		ファイバー第1部: 定義及び一般要求事項		この規格は、IEC 60667-1に基づき、電気絶縁に用いるバルカナイズドファイバーに関する定義及び一般要求事項について規定した規格である。 1995年よりIEC規格への整合化を行って来たが、現行IEC規格自体の内容が現在の市場を反映した。JISとかい離した状態(例えば、対象範囲のファイバー形状、0.8mm以下の薄板に対する試験方法など)であることが問題となっていた。このため、日本で原案を作成しIEC TC15へIEC規格との整合化の働きかけを行った。この結果、2020年前半のIS改訂が決定した。これらの内容をJISに反映するため、今回この規格を改正する必要がある。		変更する。 ・寸法として、巾長さの規定がなくなり、厚さのみの規定とする。 ・7.表示要求から、製品名称、梱包の大きさ、適用規格番号を削除し、以下の4項目に集約する。	general requirements	対象 対象 材料	条の該当号: 1号(品質、寸法) 選事項: 常気用バルカンズファイバー)	対点:	- 1. 国際標準をJIS化するなどの場合 一般社団法人電気学 2020年4月会のWG	29.035.10
JSA 05 電気	改正 C2315-2	電気用バルカナイズドファイバーー第2部:試験方法	Vulcanized fibre for electrical purposes—Part 2: Methods of test	この規格は、IEC 60667-2に基づき、電気絶縁に用いるバルカナイズドファイバーの平板の試験方法について規定した規格である。 1995年よりIEC規格への整合化を行って来たが、現行IEC規格の試験内容が現在の市場を反映したJISとかい離した状態(例えば、0.8mm以下の薄板に対する試験方法など)である事が問題になっていた。このため、日本で原案を作成しIEC TC15へ働きかけを行った。この結果、2020年8月にISが改訂される予定となった。これらの内容をJISに反映するため、今回この規格を改正する必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の箇条を新たに追加し、母体試料(試料)及び試験片を定義する。 ・以下の試験項目を廃止する。 ・破裂強さ、引裂強さ及び硫酸塩含有量 ・柔軟性の試験方法として、芯棒曲げ方法 から無芯曲げ方法に変更する。 ・層間強さの試験方法として、試験片の引きはがしを180度にしたT字剥離方法に変更する。 ・熱収縮率試験手順として、一律5時間乾燥から厚さによる乾燥時間の選択に変更する。	- IDT IEC 60667-2:2020, Vulcanized fibre for electrical purposes-Part2: Methods of test	対象 対象 材料	条の該当号: 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	を注の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	- 1. 国際標準をJIS化するなどの場合 一般社団法人電気学 2020年4月会のWG	29.035.10

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 伴う廃止 対応する国際規格番号 国際 及び名称 との	応する 際規格 の対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電気		ファイバーー第3-1部:個	Part3-1: Specifications for individual materials—Flat sheets	この規格は、IEC 60667-3-1に基づき、電気絶縁に用いる バルカナイズドファイバーの平板について規定している。 1995年よりIEC規格への整合化を行って来たが、現行IEC 規格自体の内容が現在の市場を反映したJISとかい離して いることが問題となっている。このため、第1部、第2部の改 訂内容に即した日本で原案を作成しIEC TC15〜働きかけ を行った。この結果、2020年5月にISが改訂されることに なった。 これらの内容をJISに反映するため、今回この規格を改正す る必要がある。	になり、生産の合理化及び品質の向上が 図られ、貿易の円滑化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 2315-1の改正に合わせ、表1からA 種の要求値を削除する。 ・表1の特性を以下のように変更する。 ・厚さから公差に変更する。 ・密度を見掛密度と比重に分離する。 ・柔軟性特性を数値化する。 ・引の張り強さ、耐アーク性、層間剝離の強さ、熱収縮率は旧規格の要求値に変更する(旧規格では技術的差異としていた。)。	IDT IEC 60667-3 -1:2020, Vulcanized fibre for electrical purposes Part 3: Specifications for individual materials—Sheet 1: Flat sheets	5	第2条の該当号: 第1号(品質、寸法) 対象事項: 材料(電気用バルカナイズファイバー)	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	- 1. 国際標準をJIS化するなどの場合 - 般社団法人電気学会のWG 2020年4月会のWG	29.035.10
JSA 06 電子	改正 C2570-2	直熱形NTCサーミスター第2部:品種別通則一表面実装形NTCサーミスタ	tnermistors	この規格は、自動車を始めとする電気・電子機器の温度センサとして広く用いられている表面実装形NTCサーミスタの品種別通則である。対応国際規格であるIEC 60539-2が、我が国からの提案を受け、実態に沿ったカテゴリ上限温度、極小寸法などの事項を追加するため、2019年に改訂された。 JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した内容とするため、改正する必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 ・カテゴリ上限温度について、現行の155℃を上回る175℃、200℃、250℃、315℃及び400℃を追加する。 ・寸法)に、現行の0603Mを下回る極小の0402Mの寸法を追加する。 ・電極(端子部)について、電極構造2種類を追加し、これに伴い図5を修正する。また、新たな電極構造2種類並びに図6及び図7を追加する。 ・定格ゼロ負荷抵抗値の許容差に、現行の±1%よりも小さい±0.5%を追加する。	IEC 60539-2:2019 Directly heated negative temperature coefficient thermistors—Part 2: Sectional specification—Surface mount negative temperature coefficient thermistors	2	第2条の該当号: 第1号(品質) 対象事項: 表面実装形NTC サーミスタ	法律の目的に 適合している。	- 1. 国際標準をJIS化するなどの場合	

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 国 及び名称	対応する 国際規格 の対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)		
JSA 05 電気	改正 C3611	高圧機器内配線用電線	cubicle type unit substation for 6.6 kV receiving	る。 今回は、本規格に引用されているJIS C 3005(ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法)の改正によって試験方法の細分箇条番号の変更が必要となるほか、電安法技術基準の解釈別表第一が改正され絶縁材料の引張り伸び特性が350%から200%となったことから、JISもこれに整合させるため改正が必要である。	改正、及び引用規格の改正を反映させることによって、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与し、国内の商取引を円滑に行い市場の拡大が期待される。	体の引張り伸び特性を350%から200%へ変更する。 ②引用規格であるJIS C 3005(ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法)の改正に伴って、細分箇条番号を整合させるため修正する。			第2条の該当号: 第1号(構造、寸法、形状、性能) 対象事項: 電線・ケーブル	法律の目的に 適合している。大点: 欠点: いずれも該当しない。	- 2. 関連する生産統計等によって、が確認できる場合、新ただできる場合、新ただでは、新子根される場合	一般社団法人日本電 線工業会のWG	29.060.10 4
JSA 05 電気	改正 C4402	浮動充電用サイリスタ整流装置(追補1)	Thyristor rectifiers for floating charge	この規格は公称直流電圧200 V 以下、定格直流電流600 A 以下の蓄電池の浮動充電用サイリスタ整流装置について規定しているが、引用する「JIS C 3202 エナメル線」が廃止されため、これに置き換わって制定された「JIS C 3215 (規格群)巻線共通規格(規格群)及び巻線個別規格(規格群)」を引用する改正を行う必要がある。	この改正によって、正しく理解した上で製品を開発・製造することができ、生産・取引の合理化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格「JIS C 3202 エナメル線」及び「JIS C 3204 横巻線」を削除し、「JIS C 3215 (規格群) 巻線共通規格(規格群) 及び巻線個別規格(規格群) 」を追加する。 ・材料及び主要構成部品(箇条10) 表18の "鉄心及びコイル"から「JIS C 3202 エナメル線」及び「JIS C 3204 横巻線」を削除し、「JIS C 3215 (規格群) 巻線共通規格(規格群) 及び巻線個別規格(規格群) 」を追加する。	一 なし 一	Ì	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、構造、性能及び試験方法) 対象事項: 浮動充電用サイリスタ 整流装置	欠点: 欠点: いずれも該当しな	3. 公共調達基準等に引用される規格	無(ただし、関係者の意向を確認しながら作成する。)	29.200 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 #5廃止 JIS 及び名称 対応する国際規格番号 国際 の利	なする 祭規格 ○対応 程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標(準化の対象)	選定基準2 JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		則:固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ	Part 16: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric DC capacitors	近年、このコンデンサに用いる誘電体フィルムのポリプロピリヤンフィルムの薄膜化開発及び技術進歩が目覚ましいが、一方で環境変化に伴う使用環境での品質を確保する規定を追加するために、対応国際規格IEC 60384-16が2018年に改訂された。 JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した品質を確保する内容とするため、改正する必要がある。	れ公正な品質評価などに反映されることが期待できる。また、貿易障壁の除去に寄与することも期待できる。	b)引用規格の最新版を採用する。	IEC 60384–16:2018 Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 16: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric DC capacitors	対	第2条の該当号: 第1号(品質) 対象事項: 電子機器用固定コン 電子サ	表律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	
JSA 06 電子	改正 C5201-1	電子機器用固定抵抗器 - 第1部: 品目別通則	Fixed resistors for use in electronic equipment—Part1:Generic specification	市 この規格は、全ての固定抵抗器(非巻線、ネットワーク、チップなどの品種別固定抵抗器)の品目別通則を規定している親規格である。今回、対応国際規格であるIEC 60115-1が2020年に、固定コンデンサの品目別通則IEC 60384-1との整合を図るため、改訂された。改訂された。改訂されたの容下にある品種別通則及びプランク個別規格で引用する用語である。JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した内容とするため、改正する必要がある。	改正によって、国際規格との整合が図られ、市場の実態に即した内容となることから、電子機器用固定抵抗器の品質評価の適正化に資するとともに、貿易障壁の防止に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義について用語の意味を改めるとともに、"laboratory temperature" "rated resistance"などの用語を新たに追加する。 ・最高温度での耐久性(7.3)で、周囲温度における負荷軽減曲線の考え方(MET "maximum element temperature"及びUCT "upper category temperature")について、我が国からの提案を受け、対応国際規格に取り入れた文書に改める。	IEC 60115-1:2020 Fixed resistors for use in electronic equipment - Part 1: Generic specification	対	第2条の該当号: 第1号(性能) 対象事項: 電子機器用固定抵抗器	表律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	- 1. 国際標準をJIS化するなどの場合 一般社団法人電子情報技術産業協会のWG 2020年8月報技術産業協会の	

認定 産業標準作成 委員会	: 制定/ : 改正/ 規格番号 : 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 医 及び名称 と	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		低圧サージ防護デバイス - 第12 部: 低圧電源システムに接続するサージ防護アバイスの選定及び選用基準	ス protective devices - Part 12:Surge protective devices connected to lowvoltage power systems - Selection and application principles	t ス(SPD)の選定方法及び適用基準を規定している。現行規格では、対応国際規格(IEC 61643-12)の2008年版と整合を図った規定としているが、我が国の低圧電源シストムに適応しない規定となっている。このため、対応国際規格が、我が国の低圧電源システムにSPDを適用するために必要な情報を追加し、改訂された。このような背景から、最新の国際規格との整合を図り、かつ、我が国の低圧電源システムに適合したSPDの選定及び適用ができるように、改正する必要がある。	ムに適合したSPDの選定及び適用が可能となり、誤ったSPDの選定を防止することが可能になる。また、我が国の一時的過電圧値の記載により、安全なSPDの選定が可能になる。さらに、我が国で用いるSPD保護用のSPD分離器の記載により、安全なSPDの運用が可能になるため、規格改正の効果が期待される。	値、及び我が国の一時的過電圧値の根拠を追加する。 ・SPD分離器のサージ耐量について、我が国で用いるSPD分離器を追加する。 ・SPDの試験方法について、低圧交流電源に接続するSPDの試験方法を最新のJIS C 5381-11(低圧サージ防護デバイス一第11部:低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法)と整合させる。 ・SPD故障時に生じる短絡電流の遮断協調)について、SPD及びSPD分離器の接続箇所の違いによる、SPD短絡故障時の電源システムの状態(保護対象機器に給電が継続される、又はされない)を追加する。	IEC 61643-12:2020 Low-voltage surge protective devices - Part 12: Surge protective devices connected to low- voltage power systems - Selection and application principles	5	第2条の該当号: 第2号(使用方法) 対象事項: 低圧サージ保護デバイス	法律の目的に 適合している。 / イ、ウ、オ、カ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	- 1. 国際標準をJIS化 するなどの場合 報技術産業協会の WG 2020年8月 報技術産業協会の WG 2020年8月 報告 2020年8月 報	
JSA 06 電子		低圧サージ防護用部品ー第331部:金属酸化物バリスタ(MOV)の要求性能及び試験方法		IEC61643-331が、我が国からの提案を受け、新たに各電 圧帯に応じた機種に対するバリスタ電圧値等の電気性能 の明確化、MOVの故障の1要因である長期課電寿命に対 する加速劣化試験条件の引き上げ等、より信頼性を担保す る条件に改訂された。このような背景から、国際規格との整	される。 改正によって、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。 また、国際規格と整合化により市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)用語及び定義,並びに図記号について、ESD用SMDタイプ及び熱的保護付きMOVを追加する。 b)機械的要求事項と材料)について、MOVの物理的性質及び印字の規定をこの箇条に集約する。 c)一般事項について、故障率及び試験環境条件を追加する。 d)電気的要求事項(箇条7)において、表1及び表2に各MOVの電圧特性の対比表(バリスタ電圧、連続使用電圧及び制限電圧)を追記する。 e)標準的設計品の試験基準(箇条8)において、対リスタ電圧、連続使用電圧及び制限したの課準的設計品の試験基準(箇条8)において、バリスタ電性、連続使用電圧及び制限したの開連的設計品の試験基準(箇条8)において、がリスタ定格保証試験(8.4)の課電試験条件の見直し及びESD試験方法(8.5)を追加する。 f)公称放電電流及び電流制限した一時護力とが関係の以上、対策の条件(9.2)、公称放型に対したの共変の影響が関係(9.3)、熱的保護付きがリスタに対する電流制限した一時で表別の表別において、JIS Cを新たに追加する。 g) JIS C 5381-11 に規定するクラスI、II及びIIIのMOV 試験(附属書A)において、JIS C 5381-11に沿って見直して修正する。 h) IEC 61051で規定する電気機器用に用いるMOV(附属書B)、加速耐久性スクリーニング試験(附属書C)及び平均故障時間決定のための試験方法(附属書D)を新たに追加する。		5	第2条の該当号: 第1号(性能) 対象事項: 金属酸化物バリスタ	法律の目的に 適合している。	- 1. 国際標準をJIS化するなどの場合 一般社団法人電子情報技術産業協会のWG 2020年8月	

認定 産業標 制機関 季員会 リ	制定/ 女正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	- JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電 改子			switches for use in electrical and electronic equipment—Part 1: Generic specification	スイッチの復帰力及び作動量の試験、並びに塩水噴霧試験が追加されるなど内容が大きく変わっており、対応国際規格との乖離を解消するべく改正が必要である。	によってスイッチの円滑な国際流通が期待でき、我が国企業の製品の品質の高さから、国際競争力の強化に繋がる。	・対応国際規格に合わせて、箇条番号等を変更 ・用語及び定義(箇条3)ユーザ及び用途の 多様化に対応して、latchなどの用語定義を 追加する。 ・試験(箇条4)次の試験を追加する。 復帰力試験、作動量の試験、及び塩水噴 霧試験 さらに、複数の箇条に分散していた温度試験を一箇所にまとめて理解し易くする。 また、砂じん試験の規定を図表などによって分かり易くする。	Electromechanical switches for use in electrical and electronic equipment—Part 1: Generic specification	IDT 第2条の該当号: 第1号(性能) 対象事項: 通信機器、電子機器 及びこれらの部品(電子機器用スイッチ)	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電気制御機器工業会の WG	2020年4月 31	1.220.20
JSA 06 電 改 子	文正 C5750-4-3	ディペンダビリティ マネジメントー第4-3部:システム信頼性のための解析 技法ー故障モード・影響 解析(FMEA及び FMECA)	Dependability management—Part 4-3: Analysis techniques for system reliability— Failure modes and effects analysis (FMEA and FMECA)	この規格は、製品のための故障モード・影響解析(FMEA)の適用に関する指針について規定したものである。制定後約10年が経過し、近年の技術の進歩に加え、不具合を予測して未然に防ぐ手段として、プラントや製造工程、医療関係等へと適用分野が広がっている。また、FMEAの用途は、信頼性だけでなく安全やヒューマンファクター、セキュリティリスクへと対象が拡大しており、市場の取引においても独自の解釈は重大な不都合につながる危険が大きくなっている。対応国際規格であるIEC60812においても、これらの状況に対応し適切な技法の適用を図るために、2018年に改正され、第3版として発行された。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場や技術の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、解析技法としてのFMEAの計画、実行及び報告に至るプロセスの標準ガイドを提供することが可能となり、工業製品以外への適用拡大、安全などを含めた総合信頼性(ディペンダビリティ)特性全般への活用、総合信頼性改善に関する企業を超えた知識の共有化・体系的な蓄積の加速化などが期待できる。	・適用範囲において、FMEAは工業製品等の故障を予防し、改善を図ることを目的とするものであり、この規格は、その解析のステップ、実例を踏まえた計画、実行などに関する。 ・方法(箇条5)において、工業製品に限らずューザニーズの多様化に対応するため、FMEAの計画、実行及び報告に関する項目ごとにその目的、技法等について規定する。 ・方法(箇条5)において、国際規格との整合を図るため、手順について、CCF、Human Factorなどの考慮すべき内容を拡大し、詳細なガイドを追加する。 ・附属書において、国際規格との整合を図るとともに、我が国の実態を踏まえて、多くの産業や総合信頼性特性への適用事例を追加する。	IEC 60812:2018, Failure modes and effects analysis (FMEA and FMECA)	IDT 第2条の該当号: 第2号(設計方法) 対象事項: 通信機器、電子機器 及びこれらの部品(補 聴器、インターホン、ズ がにこれらの関連器 と立つで部品を除く。)	活律の目的に 適合している。 キ 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規 格協会のWG	2020年8月	

認定 産業標準作成 委員会	制定/ , 改正/ 規格番号 · 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 国 及び名称	対応する 国際規格 の対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		電気及び電子機器実装の機械的構造開発のためのモジュラーオーダー - 第1部: 基準規格	development of mechanical structures for electrical and electronic equipment practices – Part 1: Generic standard	1.1989は、電気及び電子機器と表別機械的構造を開発するための基準となるSI単位系で統一された寸法体系を規定したものであるが、この中では、機械的構造が、レベル1(プリント板とその付属部品の寸法)から、レベル4(ラック又はキャビネットの寸法)まであり、階層化して寸法の標準化を行っている。モジュラーオーダーとは、この階層構造の各レベルで、相互間の寸法の整合性が保たれるように三次元グリッド(格子)の寸法を割り当てることである。この基準規格に基づき、25mmグリッドを基本寸法とする構造規格(IEC 60917-2シリーズ)が制定されている。一方、インチ寸法系を含む構造規格(IEC 60297シリーズ)があり、さらには、屋外での用途に対応する保護きょう体の寸法と耐環境仕様を定めた規格(IEC 61969シリーズ)がある。このため、機械的構造に関連した規格が複雑化し、これらの規格の関連性及び位置付けが不明確になっている。このような背景から、IEC 60917-1はこれらの関連規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC6029アシリーズ及びIEC61969シリーズ)の位置付け及び性能試験方法の規格群についての関連性を明確にするため、Edition 2として2019年9月に改訂された。このため、対応国際規格の改訂と同様、関連規格の位置付け及び関連性を明確にするため、JISを改正する必要がある。	り、また、その適用において関連規格との関連性が明らかになることから、機器開発におけるそれぞれの規格の適用が有効に行えるようになるとともに、機器の開発者のみならず利用者にとっても仕様の決定、機器の採用から運用に至る過程で関連規格の適切な利用が可能になる。	際規格の名称に合わせて「電気及び電子機器実装の機械的構造開発のためのモジュラーオーダー - 第1部:基準規格」に改める。 2 機械的構造(機構)の階層について、関連国際規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC60297シリーズ及びIEC61969シリーズ)の位置付けを明確にした階層の図版に改める。 3. 電気及び電子機器の機械的構造の規格の利用のため性能試験規格群ついて、関連国際規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC60297シリーズ及びIEC61969シリーズ)の関連性を紹介する項目と図版を追加する。	for electrical and electronic equipment practices – Part 1: Generic standard		第2条の該当号: 第1号(形状、寸法、	法律の目的に 適合している。 大点: 欠点: いずれも該当しない。	一 1. 国際標準をJIS化 するなどの場合	
JSA 06 電子	改正 C6121	光増幅器-通則		この規格は、光増幅器(OA)及び光増幅器関連のアセンブリの通則について規定している。この規格は、1998年に初版が制定された。一方IEC 61291-1(以下、対応国際規格という。)は初版が1998年に発行され、第2版が2006年に改訂された。この規格は、2010年に対応国際規格の第2版2006を基に改正された。その後、対応国際規格は、第3版及び第4版が2012年及び2018年に改訂された。第4版は第2版に比べ、2006年以降に発行又は改訂された光増幅器の測定方法を規定するIEC 61290規格群(対応JIS C 6122規格群)で用いる用語及び定義を追記した。2010年に改正されたこの規格は、IEC TR 61292-3:2003に記載する分類法の概要及びIEC TR 61292-1:1998に記載する光増幅器用光部品の性能パラメータの用語及び定義を記載した。その後、IEC TR 61292-1は2009年に、IEC TR 61292-3は、2020年に改訂される見込みであり、最新の情報を反映させる必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 1. 適用範囲: "適用範囲及び目的"から箇条名を変更。 2. 用語, 定義及び略語: 対応国際規格の第4版に合わせ、用語を追記及び削除する。 3. 要求条件: "必要条件"から箇条名変更。 4. 品質評価: "IECで審議中"を"JIS C 6121-5-2による"に変更。 5、電磁両立性に関する要求事項: "IECで審更。6、測定方法: 最新のJIS C 6121-5-2及びJIS C 6122規格群を引用。附属書JA(参考)光増幅器用光部品の各種パラメータ: IEC TR 61292-1の最新版(第2版)の内容を記載する。 附属書JB(参考)光増幅器の分類: IEC TR 61292-3の最新版(第2版)の内容の4抜粋を記載する。現行の規格では箇条4(分類)を記載しているが、対応国際規格の第3版及び第4版では分類法は削除されたため、附属書JBに記載する。		į	第2条の該当号: 第4号(性能、測定方法) 法) 対象事項: 光増幅器	活律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化 技術振興協会のWG 2020年4月 技術振興協会のWG	

認定 機関 準作成 改正/ 規格番号 委員会 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り制 む分野の判断基準)	選定基準5 且(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電 改正 C6188	測定用光減衰器校正方法		この規格は、測定用光減衰器の試験方法について規定したものである。光減衰器は、光信号レベルの調整等の目的で広く用いられる光受動部品であるが、種々の光測定で測定系の一部として使用されることから、これを光測定器として扱い、この規格で光減衰量等の測定法を規定している。これに対し、国際規格には光受動部品としての光減衰器の光減衰量の測定法を規定した規格(IEC 61300-3-14 "Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-14: Examinations and measurements - Error and repeatability of the attenuation settings of a variable optical attenuator")が存在し、これを対応国際規格としたJIS C 61300-3-14(光ファイバ接続デバイス及び光受動部品 - 基本試験及び測定手順一第3-14部:可変光減衰器の減衰量の設定の誤差及び再現性測定)も2016年に制定され、この規格と重複した状態となっている。このため、JIS C 61300-3-14と重複規定をなくすとともに、国際規格との整合を図るため、改正する必要がある。一方、IEC 61300-3-14及びJIS C 61300-3-14では光減衰量の校正手順については特に規定していないため、その校正方法を標準化する必要がある。また、この規格は、確度の算出式をJIS C 6183「光スペクトラムアナライザ試験方法」から引用しているが、2018年にJIS C 6183が改正され、測定精度が、従来の確度による表記から国際規格に準拠した不確かさによる表記に変更されたのに伴い、測定精度の表記を改める必要がある。	減衰器の光減衰量の測定方法の国際規格との整合が図れるとともに、光減衰器の存正方法が明確化されることで、光部品等の製品開発促進及び生産の合理化並びに取引の公正化に資することが期待できる。	1.適用範囲について、現状の適用範囲である 光減衰器の試験方法のうち、光減衰量の 校正に関わる部分以外を削除する。 2.校正条件について、試験条件の項目を、	tri	第2条の該当号: 第4号(検定方法) 対象事項: 測定用光減衰器	法律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。		2. 市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	2020年8月	
JSA 06 電 改正 C6701 子	水晶振動子通則		① 新技術導入・技術の進歩 この規格は水晶振動子について規定している。数年前より、温度を一定に保つためのサーミスタを内蔵した設計の水晶振動子が開発され、その使用が携帯電話を中心として広がってきたため、国際規格ではIEC 60122-4:2019 Quartz crystal units of assessed quality-Part 4:Cryatal units with thermistorsとして標準化された。これを受け、この規格にも附属書としてその内容を追加するため改正が必要である。 ② 品質認証現在の規格では、箇条3で品質認証について規定しているが、その手順等について、その多くをIEC QC の規格(IEC QC 001001,001002など)を引用して記載している。しかし、IEC規格では昨今、業務指針により「製品・プロセス、サービス、人、システム及び組織に関する要求事項を含む文書は、適合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない(例えばISO 9001を引用文書としてはならない)」としており、対応国際規格もこれに合わせて改正が必要となっている。したがって、この規格もこの基準に則った記載に変更する必要がある。 ③ 試験方法現在、4.9に耐久試験手順としてエージングについて記載している。温度が高いほどppm単位で周波数エージング星は増加するが、この係数はエージングタイムによって一定ではない。IEC TC 49において、実験から科学的に加速係数を算出する手順を見出した。この内容が対応規格であるIEC 60122-1:2002 Quartz crystal units of assessed quality - Part 1: Generic specificationに、2007年、Amendment 1として追加された。したがって、この規格も、Amendment 1として追加された。したがって、この規格も、Amendment 1として追加された。したがって、この規格も、Amendment 1として追加された。したがって、この規格も、Amendment 1として追加された。したがって、この規格も、Amendment 1として追加された。したがって、この規格も、Amendment 1として追加された。したがって、この規格も、Amendment 1をしてもいる。		主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格 引用している規格改版・廃版などによる 齟齬を修正する。 ・品質認証手順(箇条3) 「製品・プロセス,サービス,人,システム及 び組織に関する要求事項を含む文書は、適 合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない」に則り修正する。 ・エージング(非破壊)(箇条4.9.1)及び長期エージング(非破壊)(箇条4.9.2) Amendment 1 - Quartz crystal units of assessed quality - Part 1: Generic specificationの内容を取り込む。 ・サーミスタ付水晶振動子 IEC 60122-4:2019 Quartz crystal units of assessed quality-Part 4:Cryatal unitsを基に附属書を追加する。	Quartz crystal units of assessed quality - Part 1: Generic specification (IEC 60122-1:2002 +AMD1:2017)	MOD 第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定手順、品質認証の手順) 対象事項: 水晶振動子	法律の目的に 適合している。 ・ 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化 するなどの場合	日本水晶デバイス工業会のWG	2019年12月 3	1.140 4

認定 産業標 制定/ 準作成 改正/ 規格番号 委員会 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	川定・改正 -伴う廃止 - 対応する国際規格番号 - 及び名称 - JIS	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 l(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電 改正 C6703		る技術に	この規格は、水晶フィルタに対する試験方法及び一般的要 求事項について規定している。現在の規格では、箇条3で 品質認証について規定しているが、その手順等について、 その多くをIEC QC の規格(IEC QC 001001,001002など) を引用して記載している。しかし、IEC規格では昨今、業務 指針により「製品・プロセス,サービス,人、システム及び組 織に関する要求事項を含む文書は、適合性を品質マネジ メントシステム規格に依存してはならない(例えばISO 9001 を引用文書としてはならない)」としており、対応国際規格も これに合わせて改正が必要となっている。したがって、この 規格もこの基準に則った記載に変更する必要がある。	場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲 品質認証/能力認証に関する表現の見直しを行う。 ・引用規格 引用している規格改版・廃版などによる 齟齬を修正する。 ・品質認証手順(箇条3) 「製品・プロセス,サービス,人,システム及 び組織に関する要求事項を含む文書は、適合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない」に則り修正する。	Piezoelectric filters of assessed quality – Part 1: Generic specification + AMD1:2004	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定手順、品質認証の手順) 対象事項: 水晶フィルタ	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。			日本水晶デバイス工業会のWG	2019年12月 3 1	1.140;31. 4
JSA 06 電 改正 C6710 子	発振器通則(この規格は、水晶発振器に対する試験方法及び一般的要求事項について規定している。この規格の対応規格である。IEC 60679-1が2017年に改正され、測定法を分離しIEC 62884シリーズとして2019年までにIEC 62884・1〜4が制定された。よって、この規格は、IEC60679-1に加え、IEC 62884シリーズから必要項目を追加して改正する必要がある。 ① 適用範囲の拡大(従来、この規格は水晶発振器の規格であったが、適用範囲が広がり発振器全般となった(SAW共振器、MEMS発振器、デジタル制御型発振器等)。これを受け、この規格でもその内容に修正するために改正が必要である。② 品質認証 現在の規格では、箇条3で品質認証について規定しているが、その手順等について、その多くをIEC QC の規格(IEC QC 001001,001002など)を引用して記載している。しかし、IEC 規格では昨今、業務指針により「製品・プロセス、サービス、人、システム及び組織に関する要求事項を含む文書は、適合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない(例えばISO 9001を引用文書としてはならない)」としており、対応国際規格もこれに合わせて改正した。よって、この規格もこの基準に則った記載に変更する必要がある。③ 試験方法現在、4.7に耐久試験手順としてエージングについて記載されている。温度が高いほどppm単位で周波数エージング量は増加するが、この係数はエージングタイムによって一定ではない。IEC TC 49において、実験から科学的に加速係数を算出する手順を見出した。この内容が対応規格であるIEC 62884-3:2018 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators - Part 3: Frequency aging test methodsとして制定された。したがって、この規格も、この内容を取り込んだ改正を行う必要がある。	正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・タイトルの変更 ・適用範囲 発振器全般に拡大する。 ・引用規格 ・引用している規格改版・廃版などによる 齟齬を修正する。 ・品質認証手順(箇条3) 「製品・プロセス,サービス,人,システム及 び組織に関する要求事項を含む文書は、適合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない」に則り修正する。 ・耐久試験の手順(箇条4.7)にIEC 62884 -3の内容を取り込む。	Piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators of assessed quality – Part 1: Generic specification IEC 62884–1:2017 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators – Part 1: Basic methods for the measurement IEC 62884–2:2017 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators – Part 2: Phase jitter measurement method IEC 62884–3:2018 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators – Part 3: Frequency aging test methods IEC 62884–4:2019 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators – Part 3: Frequency aging test methods IEC 62884–4:2019 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators – Part 4: Short–term frequency stability test methods	(MOD) 第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定手順、品質認証の手順) 対象事項: 発振器	活像の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	日本水晶デバイス工業会のWG	2019年12月 3	1.140 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果		制定・改正 対応する国際規格番号 国際 上伴う廃止 及び名称 との	応する 際規格 の対応)程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子	改正 C6803	レーザ製品の安全一光ファイバ通信システムの安全	communication systems	-2)の第3.2版を基に2013年に改正されているが、各種のレーザ応用分野での安全規定の基となる規格(対応国際規格の親規格)であるIEC 60825-1が、近年の高出力レーザ機器の市場規模の拡大、人体の目及び皮膚に対する影響の新たな知見を反映し、2014年に改訂され、対応するこの規格の親規格(JIS C 6802)も2014年に改正された。現在、対応国際規格(IEC 60825-1)及び近年の技術情報を反映させる必要性から、第4版の審議が進み、2020年半ばまでにFDISが回覧される予定である。今回の対応国際規格(IEC 60825-2)の改正では、測定条件の変更など、最新情報を盛り込む変更が行われる予定であり、この規格でも、対応国際規格(IEC 60825-2)で見直された要求事項を取り入れ、最新技術情報を反映させるため、及びこの規格の親規格(JIS C 6802:2014)との整合を図るため、改正する必要がある。	ことで、規格間の整合性を確保し、業界の混乱を避けることができる。さらに対応国際規格における明確化された記載事項及び充実された計算例を導入することによって、ユーザの理解が促進され、取引の単純公正化及び市場のさらなる拡大に寄与することが期待される。	C 6802を適用するよう明記することで、個々のコンポーネント及びサブアセンブリに対する推奨事項を明確化する。②引用規格について、JIS C 6802:2014を引用する。 ③製造上の要求条件について、測定条件を追記する。被ばく放出限界の制限値に関する追加情報を記載するため、現行附属書B(参考)に記載の表を4.9.4に移動する。④現行の附属書Fに記載のハザードレベルの決定に関する説明を附属書Bに移動する。 ⑤附属書D(参考)について、波長多重、多心光ファイバに対するハザードレベルの計算例を分かりやすく記載し、故障解析手法の説明を簡略化する。	IEC 60825-2:一*), Safety of laser products — Part 2: Safety of optical fibre communication systems (OFCS) *)現在AFDIS。2020/6までにFDIS回覧予定。	文	第2条の該当号: 第1号(安全度) 対象事項: 光ファイバ通信システム	法律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、た 欠点: ない。	- 1. 国際標準をJIS化 大変	
JSA 06 電子	改正 C6840			光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIBC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続されており、国際規格との整合性を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 この規格は、偏波保持光ファイバにおいて二つの偏波の独立性が不完全な場合に生じる偏波クロストークの試験方法を規定している。国際規格に先行して制定したものであるが、今回の改正では、試験方法、試験機器、計算方法などを国内の最新情報に基づいて見直すなど、2017年に新規に制定されたIEC 60793-1-61 との整合を図るために改正をする必要がある。	国内の最新情報が反映され、最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は次のとおり。 - ・箇条5に記載される試験方法、試験機器、計算方法などの内容をIEC60793-1-61と整合を図る。 - ・結果の条項を追加し、IEC60793-1-61と整合を図る。 - その他細部の規定もIEC60793-1-61と整合を図る。	- IEC 60793-1-61:2017 Optical fibres - Part 1 -61: Measurement methods and test procedures - Polarization crosstalk	交	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に 適合している。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- 1. 国際標準をJIS化するなどの場合 一般財団法人光産業技術振興協会のWG 2019年12月	33.180.10 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 !(JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	
子		種別通則	Part 2:Indoor cables—Sectional specification	光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続されており、国際規格との整合性を図りながら、新規、JIS原案の検討及び既制定、JISの見直しが行われている。 この規格は、電話、データ伝送及びその周辺機器並びに伝送ネットワークに使用される屋内用光ファイバケーブルに大対する要求事項について規定しているが、国内市場の実態に合わせて広帯域マルチモードファイバ(OM4)を追加し、最新情報を反映するとともに、2017年に改正されたIEC60794-2との整合を図るために改正をする必要がある。併せて、先に光ケーブルの機械特性試験に関する規格が、、JIS C6851から、JIS C6870-1-2,-21,-22,-23に移行されたため、これも反映する必要がある。	規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	①広帯域マルチモード光ファイバ(OM4)の 規定を追加する。 ②JIS C6851の廃止及びJIS C6870-1-2, -21, -22, -23の制定を反映する。 ③その他細部の規定もIEC60794-2と整合を 図る。	Optical fibre cables—Part 2:Indoor cables—Sectional specification		第2条の該当号: 第1号(形状) 対象事項: 光ファイバケーブル	注象の目的に 適合している。	- 1. 国際標準をJIS化 するなどの場合 技術振興協会のWG 2019年12月技術振興協会のWG	33.180.10 4
JSA 06 電子	改正 C6870-2-10	光ファイバケーブルー第 2-10部:屋内ケーブルー 第 1 心及び2心光ファイバケーブル品種別通則		光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高r速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続されており、国際規格との整合性を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。この規格は、屋内用1心及び2心の光ファイバケーブルについて規定しているが、国内市場の実態に合わせて角形インドア型光ケーブルなどを追加し、最新情報を反映するとともに、IEC60794-2-10との整合を図るために改正をする必要がある。 併せて、先に光ケーブルの機械特性試験に関する規格が、JIS C6851からJIS C6870-1-2、-21、-22、-23に移行されたため、これも反映する必要がある。		主な改正点は次の通り。 ①国内で標準的に使用されている角形インドアケーブルの規定を追加する。 ②JIS C6851の廃止及びJIS C6870-1-2, -21, -22, -23の制定を反映する。 ③その他細部の規定もIEC60794-2-10と整合を図る。	— IEC60794-2-10:2011 Optical fibre cables — Part 2-10:Indoor optical fibre cables — Family specification for simplex and duplex cables		第2条の該当号: 第1号(形状) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に 適合している。	一 1. 国際標準をJIS化するなどの場合 一般財団法人光産業 2019年12月技術振興協会のWG	33.180.10 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果		制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 国 及び名称	の怪皮			選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	
JSA 06 電子	改正 C6870-2-20	品種別通則	multi-fiber indoor optical distribution cables	光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続されており、国際規格との整合性を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 この規格は、屋内配線用多心光ファイバケーブルについて規定しているが、その内容を国内市場の実態に合わせて見直すとともに、IEC60794-2-20との整合を図るために改正をする必要がある。 併せて、先に光ケーブルの機械特性試験に関する規格が、JIS C6851からJIS C6870-1-2,-21,-22,-23に移行されたため、これも反映する必要がある。	取引が円滑になり,国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	の廃止及びJIS C6870-1-2, -21, -22, -23 の制定に伴い、その内容を反映する。 ②その他細部の規定もIEC60794-2-20と整 合を図る。	— Family specification for multi-fibre optical cables		第2条の該当号: 第1号(形状) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に 適合している。 ・	一	月 33.180.10 4
JSA 05 電気		環境試験方法-電気・電気・電子-第2-18部:耐水性試験及び指針		この規格は、輸送、保管時又は動作中に、滴下水、噴流水、 又は浸水にさらされる可能性がある製品に適用する試験方法について規定したものである。前回改正から10年以上が 経過し、近年、対応国際規格IEC60068-2-18において、水 に対する保護等級で最も厳しいIPX9に対応した耐水性試 験として、新たにファンジェット法が標準化され、2017年に 第3版として発行された。当該試験方法は、高い耐水性が 求められる車載用の電気機器や電子部品を対象として広く 活用されており、我が国においても同様なニーズがある。 こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国 の市場・技術の実態に即し、噴射水法として"Rb3:ファン ジェット法"を追加するなど、当該JISを改正する必要があ る。		主な改正点は、次のとおり。 ・試験Rb:噴射水法(箇条6)及び附属書Dにおいて、国際規格との整合などを図るため、新たに"Rb3:ファンジェット法"を追加する。 ・附属書Dにおいて、国際規格との整合を図るため、高圧蒸気洗浄噴射に対する保護を決定するためのセットアップ及び衝撃力分布の例を追加する。 ・また、小型エンクロージャーに対する高圧蒸気洗浄噴射保護を決定するためのテストセットアップの例を追加する。	IEC 60068-2-18:2017, Environmental testing—Part 2-18:Tests—Test R and guidance: Water		第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	適合している。 ア、ウ、エ、オ、キ 欠点:	1. 基礎的・基盤的な分野 - 一般財団法人日本規 2020年8月格協会のWG	

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 及び名称 と	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 選定基準5 (国が主体的に取り組(市場適合性に関 む分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電気		環境試験方法-電気・電気・電気・電気・電気・電気・電気・電気・調子 - 機器の耐 書及が指針-機器の耐 震試験方法	guidance-Seismic test methods for equipment	るIEC60068-3-3において、IEC TS 62271-210:2013の表 D.1で定義されている地震規模ゾーンの考え方に対応した 耐震試験の選択指針を提供する改訂がなされ、2019年に第2版として発行された。このような今後50年以内の地震発生予測に基づいた振動試験方法の選択指針は合理的かつ有効なものとして、電気・電子機器等の耐震性評価において広く活用されている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場・技術の実態に即し、発生予測に基づくゾーン分類に従った試験強度の選択指針を導入するなど、当該JISを改正する必要がある。	られるとともに、科学的な予測に基づいた地震規模に従った試験強度の選択が可能となることから、電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発、品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	 ・機器を設置する際に必要となる振動試験の試験レベルを決定するに当たり、新たに定義された地震活動ゾーンの考え方を追加する。 ・特別耐震クラスと一般耐震クラスの違いは、地震環境の特性を定義する際の利用可能性および/または精度なので、地震環境が不明な一般耐震クラスにも試験要求応答スペクトルを適用可能とする。 ・一般耐震クラスと特別耐震クラスに対して、振動試験に必要なテスト条件、テストパラメータ、要求応答スペクトルを明確にするため、箇条を分けた記述とする。 		,	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	適合している。 ア、ウ、エ、オ、キ 欠点:	1. 基礎的・基盤的な分野	一般財団法人日本規格協会のWG	
JSA 05 電気		火災危険性試験-電気 電子-第8-1部:発熱- 一般指針		この規格は、電気・電子製品及びそれらを構成している材料の発熱評価についての指針について規定したものである。制定から15年以上が経過し、近年、電気・電子製品に対するより実効的な火災危険性評価を可能とするための発熱指標(火災成長速度、最大平均発熱速度など)の標準化が求められている。こうした中で、対応国際規格であるIEC 60695-8-1が、最近の市場及び指標について規定し、2016年に第3版として発行された。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、製品の火災危険性評価に用いる新たな発熱指標を追加するなど、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、電気・電子製品の火災への影響を合理的に評価することが可能となることから、火災危険の防止、製品の国際競争力の強化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、規格利用者の利便性を確保するため、燃焼、火災試験等の用語及びその定義を追加する。 ・発熱データにおいて、国際規格との整合を図るため、使用されるパラメータとして、火災成長速度(FIGR A)、最大平均発熱速度(MAHRE)等の発熱指標について規定する。	IEC 60695-8-1:2016, Fire hazard testing - Part 8-1: Heat release - General guidance		第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器等	法律の目的に 適合している。	1. 国際標準をJIS するなどの場合	一般財団法人日本規 2020年8月 格協会のWG 1	

認定 産業標 準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 2件5廃止 対応する国際規格番号 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 単化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	. JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 IC 予定	S番号 作業 段階
JSA 05 電 気			Part 10-3: Abnormal heat - Mould stress relief distortion test	この規格は、高分子材料で作られた部品を含む電気・電子機器の成形応力解放変形試験方法について規定したものである。対応国際規格であるIEC 60695-10-3は、最近の技術進歩を反映して、記験に使用する恒温槽の要求性能を変更するなどして、2016年に第2版として発行された。また、この規格は、電気用品安全法に基づく"電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈"の整合規格であるJIS C 62368-1(オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器-第1部:安全性要求事項)に引用されており、高に最下における製品の熱的耐性評価方法として、常に最新の国際規格との整合性の確保などが求められている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要ある。	図られるとともに、電気・電子製品の樹脂外装に対する国際的に最新の耐熱性評価手法の導入が促進されることから、品質の改善、安全性の向上、国際競争力の確保、取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	するため、二つの試験条件を明確にし容に選択でるように質立てを改める。 は験セットアップにおいて、国際規格との合を図るため、恒温槽内の手持ち機器の置方法を追加する。	IEC 60695-10-3:2016, Fire hazard testing— Part 10-3: Abnormal heat—Mould stress relief distortion test	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器等	法律の目的に 適合している。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規 20 格協会のWG	020年8月	
JSA 05 電 気	改正 C61000-4-11	電磁両立性-第4-11部: 試験及び測定技術-1 相当たりの入力電流が 16A以下の電気機器の電圧ディップ, 短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティ試験		この規格は、電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対して、低圧電源に接続する電気・電子機器のイニュミティ試験方法及び適切な試験レベルの範囲について規定したものである。前回改正から約10年が経過し、対応国際規格であるIEC 61000-4-11が、最近の技術の進歩を反映し、電圧ディップ・短時間停電の立ち下がり・立ち上が9の起点・終点を明確化するなど、試験結果の品質向上を図るため、2020年に改訂された。このため、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	·記 電	な改正点は、次のとおり。 正ディップ及び短時間停電(5.1)におい 国際規格との整合等を図るため、電圧 イップ・短時間停電の立ち下がり・立ち上 の起点・終点を明確にするよう改めるとと に詳細な説明図を追加する。 に正変動(オプション)(5.2)について、同 の理由から、選択事項から必須事項に改 な。 験装置において、同様の理由から、試験 正発生器の仕様に関する論理的根拠に いて、附属書(参考)として追加する。	IEC 61000-4-11:2020 Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 4-11: Testing and measurement techniques - Voltage dips, short interruptions and voltage variations immunity tests for equipment with input current up to 16 A per phase	(A) 第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器	活律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電気学 会のWG	020年8月	

認定 産業標 制定/ 機関 準作成 改正/ 規格番号 委員会 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に伴	・改正 う廃止 対応する国際規格番号 及び名称 JIS	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電 改正 C61281-1		communication subsystems - Part 1: Generic specification	これらの諸情勢を受けて、対応国際規格がデータコム技術において重要となるエンサークルドフラックス、光合波器、光分波器などの用語を追加するため、2017年に改訂された。そのため、国際規格の改正と同様に、市場の実態に即した内容にするため、改正する必要がある。	1.テレコム、データコムの両産業において、光ファイバ通信サブシステムの開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待される。 2.これにより光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進される。 3.光ファイバ通信網をバックボーンとして、高速大容量の情報通信インフラ整備が多易になることで、Society 5.0の実現を促進できる。 4.その結果、日本が抱える少子高齢化対策、地方創生、防災等の社会課題の解決も促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1.用語及び定義において、近年の技術開発に対応して「増幅自然放出光」、「ジッタ耐性」、「オプティカルタイムドメインリフレクトメータ」、「偏波モード分散」、「Q値」、「波長選択分岐部品」等を追加するとともに、データコム市場の発展に対応して「エンサークルドフラックス」を追加する。 2.サブシステムの特性において、設計上の重要項目である「ジッタ耐性」、「光信号対雑音比」、「Q値」等を追加するともに、より廉価な光増幅手段である「半導体光増幅器」の特性表を追加する。		 IDT 第2条の該当号:	活達の目的に 適合している。 ・		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	
JSA 06 電 改正 C61300-2-4	3 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品ー基本試験及び測定手順ー第2-46部:湿熱サイクル試験	Fiber optic interconnecting devices and passive components—Basic test and measurement procedures—Part 2-46: Tests—Damp heat, cyclic	この規格は、光ファイバデバイスの動作時、保管時及び輸送時に起こる可能性がある高湿度及び、温度変化に対する耐久性の測定手順について規定している。この規格の対応国際規格は、光受動部品が電気・電子機器に組み込まれて使用されることがある実態に合わせるため、試験の際の温度制御範囲の変更や、試験を開始する際の安定化の詳細な条件、試験終了後の後処理の詳細な条件の追加などのため、2019年に改訂された。これは、電気・電子機器の温湿度サイクル試験の国際規格IEC 60068-2-30と整合を取るものである。このため、国際規格改正と同様、市場の実態に合わせるため、改正する必要がある。	改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1.試験槽の条件について、調整可能であるべき温度範囲を具体的に定めるとともに、有効空間内のどの位置でも温湿度条件が均一であること、供試品が輻射熱をうけないようにすべきことなどを新たに定める。 2.手順について、サイクル試験に入る前に安定化を行う際と、サイクル試験後に室温状態に戻す際の、経過時間ごとの温度湿度範囲を新たに定める。 3.試験の厳しさの程度ついて、低温時の温度範囲が+25℃±2℃だったものを+25℃±3℃に、相対湿度を90%以上だったものを80%以上に改める。	IEC 61300-2-46: 2019 Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-46: Tests - Damp heat, cyclic	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	活律の目的に 適合している。 ・ ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: ・ いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	

認定 産業標機関 季員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定・改 規定項目又は改正点 に伴う廃 JIS	正 対応する国際規格番号 上 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作匠(WG)	成開始 ICS番号 作業 予定 段階
JSA 06 電子	改正 C61760-4		technology - Part 4: Classification, packaging, labelling and handling of moisture sensitive devices	今回,対応国際規格であるIEC 61760-4が、感湿性部品のの分類、包装、表示及び取扱いに関連するリフロー条件などでを追加するため、2018年に(Amendment 1)として、改訂された。 JISにおいても、国際規格との整合化を図り、市場の実態にはいた内容とするため、改正する必要がある。なお、改正は、追補として発行することとする。	間のトラブルがなくなるともに、はんだ付け 実装での実装不良の問題が減少し、また、結果として、電気・電子機器の末端である。 との結果、多くの用途での電子部品・デバイスの安全な実装の波及効果が大きく、我が国の機器実装の信頼性向上につながることが期待できる。	おいて温度プロファイルの条件を改一に関する規定を追加する。	IEC 61760 -4:2015/AMD1:2018, Surface mounting technology - Part 4: Classification, packaging, labelling and handling of moisture sensitive devices	第2条の該当号: 第1号(種類) 対象事項: 感湿性部品	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情 報技術産業協会の WG	9年8月 2
JSA 04 管ス規 管ス規 格		セキュリティ及びレジリエンスー事業継続マネジメントシステムー要求事項	Security and resilience—Business continuity management systems—Requirements	自然災害(地震、台風、洪水など)の多い我が国では、自然災害が発生した後に如何に、事業を早期に復旧し、平確、状態に戻すかは、商取引及び市場における競争優位を確保する上で喫緊の課題として取り上げられている。これは東に日本大震災、タイの洪水等がよい例である。これらを解決するための手法として事業継続マネジメントシステムの重要、性が認識されている。並行して、ISOにいて事業継続マネジ、メントシステム要求事項(ISO 22301)が開発され、日本からも意産官学のエキスペートが積極的に参画していた。このような、投況下、産業界などからISO 22301のJIS化の要望が高く、2013年にJIS Q 22301が制定された。さらに、JIS Q 22301は、第3者認証規格であり、国内で約90数件(JIPDEC調べ)、ISOの調査では約200件の認証件数があり、その件数は増加の傾向にあり、そのニーズは高いものがある。さらには、第3者認証を取得しないまでも、自社の事業継続システムを構築する上で、JIS Q 22301は広く活用されている。一方で、ISOにおいて、ISO 22301が改訂されており、これを受け、JIS Q 22301を改正すべきとの要望もあり、今回JIS Q 22301の改正に着手する。	主な改正 にSO/IEC専門業務用指針第1部に基づき、他のISOのマネジメントシステム規格との整合性を向上させる。 けなわち、この改正によって、他のISOマネジメントンステム規格(JISのマネジメントンステム規格)との整合性を確保し、マネジメントシステム規格の監査において統合審査がこれまで以上に容易となり、規格ユーザー(マネジメントシステム運用者)にこっての負担の減少を図ることができる。	正点は、次のとおり。 ISOのマネジメントシステム規格(JIS ジメントシステム規格)の共通構造に て全体を変更する。	ISO 22301, Security and resilience — Business continuity management systems — Requirements	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 業種に普遍的	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	2. 消費者保護の観点から必要な分野		一般財団法人日本規 格協会のWG	9年10月 03.100.01; 4 03.100.70

認定 産業標 機関 季員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定・改正 対応する国際規格番号 に伴う廃止 及び名称 JIS	対応する ・国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 連化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成 (WG) 予	說開始 ICS番号 作業 定 段階
JSA 04 シム 管ス規	改正 Q22313	セキュリティ及びレジリエ ンスー事業継続マネジメ ントシステムーJIS Q 22301使用の手引き	JIS Q 22301	事業継続マネジメントシステムをJIS Q 22301に基づき、導入し運用する組織において、如何に本システムを構築し運用するのかは大きな課題である。ISOにおいて、ISO 22301のシステム構築運用の指針が制定され、我が国においても2014年にJIS Q 22313として制定された。この規格は組織は事業継続マネジメントシステムを構築運用する際の指針としてその組織で使用されている。今回、ISOにおいてISO 22301と並行してISO 22313の改定が並行して行われていることを受け、JIS Q 22313を改正することの要望が多く、今回、JIS Q 22313の改正を行う。なお、内容についても、JIS Q 22301との整合性を向上し、規格ユーザーにとって分かりやすい規格とする必要がある。		USO 22313:2020 Security and resilience-Business continuity management systems- Guidance on		法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	2. 消費者保護の観点から必要な分野		一般財団法人日本規 格協会のWG	平10月 03.100.01; 2 03.100.70
JSA 07 情 c	改正 X0166	システム及びソフトウェアは技術ーライフサイクルプロセスー要求エンジニアリーング		この規格は、システム・ソフトウェア製品に対する要求事項を工学的に扱うためにライフサイクル各段階において実施することが必要なプロセスなどについて規定したもので、現行のJIS X 0166:2014はISO/IEC/IEEE 29148:2011のIDT規格である。この規格は、ソフトウェアライフサイクルプロセス(JIS X 0160:2012、ISO/IEC/IEEE 12207:2008)及びシステムライフサイクルプロセス(JIS X 0170:2013、ISO/IEC/IEEE 15288:2008)の要求エンジニアリングに関連するプロインドを進める上でのガイド事項を示すとともに、要件として記載されるべき情報項目を規定している。そこには、ソフトウェアやシステムといった視点だけでなく、その根底にある業務、事業、又はそれらの運用の視点が含まれており、ビジネスに役立つ"使える"情報システム(システムの合目的性)を定義するために有益なリファレンスとなっている。一方、対応国際規格のISO/IEC/IEEE 29148は、その基礎をおくISO/IEC/IEEE 15288が2015年に、ISO/IEC/IEEE 12207が2017年に改訂されたため、2018年に改訂となった。その改訂では、ビジネス又はミッション分析プロセスの新規追加など要求エンジニアリングに関連するプロセスを変更する、作業上のガイド事項を適切な内容と改める、ビジネス要求仕様(BRS:Business requirement specificaion)を切り出して新たに定義するなど情報項目とその内容を改める、要件の特徴など概念で定める内容を適切な内容とするなどの改訂が行われた。 このような状況から、この規格は利害関係者間で要求エンジニアリングを円滑に進めていく上での基本事項であり、JISにおいてもこれらの改正点を広め、産業界の共通理解を促すため、早期にJISの改正を行う必要がある。	正の規格を改正することで、不明確又は曖 主な改正点は、次の ポな要件定義の防止、及び要件定義のス プロセスにおいて、 15288:2015 (JIS X 0 及びISO/IEC/IEEE と得ることができ、情報システムのQCDを大きく改善することに役立つことが期待で 1526/IEC/IEEE 2914 (改正原案を作成中リングに関連するブロックに関連するブロックに関連するで、 1528に役立のことが期待で 1526/IEC/IEEE 2914 (改正原案を作成中リングに関連するブロックに関連するで、 1528に2018と129148:2018と129148:2018と129148:2018と129148:2018と整合さ	ISO/IEC/IEEE 170 (2020.1月公示済) 12207:2017 (JIS X 0160))での要求エンジニアコセスの変更を反映し、 48:2018が示す作業上の きる。 目に対する指針及び情いて、ISO/IEC/IEEE こ定義したビジネス要求requirement つ規定を追加するとともついてISO/IEC/IEEE	g	活律の目的に 適合している。 利点: ア,イ,ウ,エ,カ,キ 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処 理学会のWG	平8月

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果		制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 国際 及び名称 との	応する 際規格 の対応 0程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)		選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)		
JSA 07 情			Cards with magnetic stripes	・現行規格の適用範囲では、JIS X 6302-2(識別カードー記録技術-第2部:磁気ストライプー低保磁力)の附属書JAに規定するおもて面磁気ストライプ付き識別カードの試験方法は含まない様に読み取れるが、JIS X 6302-2の附属書JAでは試験方法の参照規格としてこの規格を参照している。この規格は、JIS X 6302-2の附属書JAに規定するおもて面磁気ストライプ付き識別カードの試験方法として一部適用可能である。 ・対応国際規格ISO/IEC 10373-2の2015年の改訂において、二つの図で示されていた書込みヘッドの電流の波形の図を、利用者が理解し易いように一つの図に統合している。 ・対応国際規格の2015年の改訂において、ヒステリシス曲線を描画する際の値の取り方が誤っていたため、正しい方法に訂正した上で、図の差替えを行っている。	気ストライプ付きカードの品質の確保・向上及び互換性の確保・向上が期待できる。	・適用範囲(箇条1) JIS X 6302-2の附属書 JAに規定するおもて面磁気ストライプ付き識別カードの試験方法を含まないと読み取れるところを、含むと読めるように変更する。 ・引用規格(箇条2) 対応国際規格の改訂に伴い、ISO/IEC 7811-8、ISO/IEC 8484を追加する。 ・試験方法(箇条5) 対応国際規格の改訂に伴い、図14を一つに要約する。 ・試験方法(箇条5) 対応国際規格の改訂に伴い、とステリシス曲線の描画方法を変更する。		文	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 識別カード	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	するなどの場合ス機械	土団法人ビジネ 域・情報システム 協会のWG	5.240.15 4
JSA 07 情報	改正 X6911	情報技術ー事務機器ー仕様書様式ーデータプロジェクタ	Information technology — Office equipment — Information to be included in specification sheets for data projectors	この規格は、フロント投写方式データプロジェクタの仕様書 項目及び仕様書様式について規定したものであるが、近 年、技術の進歩によるレーザー光源プロジェクタの普及、 デジタル信号の多様化、高解像度化などにより現状の仕様し s書様式では表現できない機能や特性項目が散見されるよう。 になってきた。このような状況から、日本からの提案で、対 応国際規格であるISO/IEC 21118:2012の改正審議がされ、光源として新たにレーザー、LEDなどを追加したり、で ジタル信号の多様化(HDMI、Display port、HDBase-Tなど)に伴い、測定信号にデジタル信号を加えたり、高解像 度化に伴い、有効画素数を改めるなどの改訂が行われ、 2020年2月に発行された。このため、これらの対応国際規格 との整合を図るとともに現状の技術の実態に即したJISの改正を行う必要がある。	この改正によって、新技術に係わる測定 方法、仕様書記載項目及び様式などが統一され、市場の混乱を防ぐだけでなく、正 しい認知が定着することにより、使用者の 利便性向上や業界の健全な発展に寄与 することができる。さらに、対応国際規格と の一致により国際的に共通な仕様書様式 となり利便性が高まる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 適用記されている"ビデ 成び"コンピューターで入 一人で大力が、これらをもいった。 一人のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	ISO/IEC 21118:2020 Information technology - Office equipment - Information to be included in specification sheets for data projectors	文	第2条の該当号: 第1号(型式) 対象事項: データプロジェクタ	活像の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合 一般社産業権	土団法人ビジネ 域・情報システム 協会のWG	

認定 産業標機関 季員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 国際 との の利	応する 祭規格 ○対応 ○程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 (市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 で、WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 07 情報	改正 X6931	モノクロ電子写真式プリンタ複合機の「サートリッジ印刷可能枚数測定方法	determination of toner cartridge yield for monochromatic electrophotographic printers and multifunction devices that contain printer components	この規格は、モノクロ電子写真式プリンタ用のトナーを収容するカートリッジの印刷可能枚数評価について規定したもので、現行規格は、対応国際規格のISO/IEC 19752:2004を基に改正された。当該国際規格は、その後の業界の動向、最新の技術や測定方法の導入、作業の明確化を目的として2017年に改訂されている。最新の国際規格(ISO/IEC 19752:2017)内容の新技術の導入及び、測定方法を規定することで、この測定手法による公表値の精度を上げ、使用者の信頼性向上につなげる。また、先に改正したJIS X 6932(カラー電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機のトナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法)と整合化することにより、モノクロ及びカラートナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法がより整合性のあるものになる。	に整合したJISとなることで国際的に共通な印刷可能枚数の測定データが普及し、製造者・試験機関及び使用者に対し利便性の向上及び信頼性の高い公表値へとつなげることが期待できる。	a) 試験要素及び条件において、新技術に対応して、下準備に"印刷設定が両面印刷になっている場合には、片面連続に直す" 旨を追記する。 b) 報告書の見本において、プリンタのファームウエアが、印刷可能枚数測定データに影響がある場合があるため、"プリンタのファームウェアバージョン"を記録することを追加する。	monochromatic electrophotographic printers and multi- function devices that contain printer components	対	第2条の該当号: 第4号(測定方法) 計象事項: トナーカートリッジ	法律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ、カ、コ 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	
JSA 07 情報	改正 X25030	システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)ー品質要求の枠組み	Systems and software engineering – Systems and software quality requirements and evaluation (SQuaRE) – Quality requirements framework	この規格は、ソフトウェア製品の品質要求事項の仕様化のための要求事項及び推奨事項を規定したものであるが、この規格の対応国際規格ISO/IEC 25030は、2007年に第1版が発行されて以降、ICT業界及びその適用業界の大きな技術面、環境面と使用場面の変化に対応して拡充が必要となり2019年に改訂された。2019年9月に発行された国際規格ISO/IEC 25030:2019により、対象範囲がソフトウェアだけでなくシステムへと拡大され、規格の適用の範囲が拡大した。対応国際規格のISO/IEC 25030:2019では、品質要求とは何か、どのように獲得するのか、品質モデルと品質測定量を用いてどのように定義するのか、定義した品質要求をどう使うのかなど、品質要求を獲得・定義・使用するための手順と技法を規定するものであり、JISにおいても2019年9月に改訂された国際規格(ISO/IEC 25030:2019)に対応するとともに、日本のICT業界の変化に対応できるようにする必要があるため、JISを早急に改正する必要がある。なお、対応国際規格の適用対象がシステムへと拡大されたことに伴い、JISの適用範囲もこれに合わせるとともに規格名称もシステムを含めた名称に改める。	この規格の改正によって、顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の開発組織において、提供するシステム/ソフトウェアなどの品質に関する要求事項を関する要素を関係化し合意形成するなどの活動を対して表して表して表して表して表して、というというというというというというというというというというというというというと	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、適用対象をソフトウェアだけでなくシステムへと拡大する。 ・利用時の品質要求の展開の仕方について、新たに規定を追加する。 ・品質要求の仕様化について、具体的な方法を追加する。 ・エンジニアリング及びテストにおいて、品質要求の用い方について追加する。	ISO/IEC 25030:2019, Systems and software engineering – Systems and software quality requirements and evaluation (SQuaRE) – Quality requirements framework	第 対 対	第2条の該当号: 第6号(品質) け象事項: 情報システム及び電 的記録(ソフトウエア) で含み、地理情報を除 。)	活像の目的に 適合している。 ア,イ、ウ,エ,オ,カ,キ 欠点: いずれも該当しない。	- 1. 国際標準をJIS化するなどの場合 世学会のWG 2020年8月 理学会のWG	

認定 産業標 制定/ 機関 準作成 改正/ 規格番号 奏員会 廃止	号 JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃工 JIS	E 対応する国際規格番号 E 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 準化の対象)	選定基準2 景(JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3)(産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場) む分野の判断基準) る料	定基準5 適合性に関す 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 ICS番号	作業段階
JSA 07 情 改正 X33020	スメントープロセス能力の アセスメントのためのプロ	Process assessment -	y - この規格は、ISO/IEC 33003の要求事項に従って、プロセス能力のアセスメントを支援するプロセス測定フレームワークについて規定したもので、対応国際規格であるISO 133020:2015を基に2019年に制定された。特に、プロセス測定フレームワークに含まれる能力レベルの定義は、アセスント結果の基本になる重要な定義である。JISの制定手続きをしている間に、対応国際規格ではISO 9000との整合性を図った能力レベルの定義に修正するための審議が進められ、2020年に改訂された。このため、現行JISでは、JIS X 33300シリーズを使ったアセスメント結果(レベル評定含む)とに差異が発生するなど、大きな影響を及ぼすため、早急に対応国際規格の修正部分に対応させてJISを改正する必要がある。	ー とJISとの不整合がなくなることで、混乱が減り、貿易の障壁が排除されることが期待できる。また、ISO 9000との関係が明確になることで、自動車業界だけでなく、保険、金融、医療、セキュリティなどの産業分野への拡大に寄与することが期待できる。	・プロセス能力水準及びプロセス属性につけて、ISO 9000との整合性確保のため、成果の記載を修正する。・プロセス能力水準を満足する要件を明確にするため、プロセス能力インディケータを	<u>.</u>	ISO/IEC 33020:2020 Information technorogy - Process assessment - Process measurement framework for assessment of process capability	(DT 第2条の該当号: 第8号(測定方法) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録(ソフトウエアを含み、地理情報を除く。)		利点: 利次: カ、キ 大心: 大心: 大いずれも該当しない。		標準をJIS化 で の 場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	